

第 2 1 回 柏市 農業委員会 総会 議事録

1 令和 8 年 4 月 1 0 日 (金) 柏市 農業委員会 総会 を 柏市 農業委員会 会長 染谷 茂 が 招集 した。

2 場所 市役所分室 3 第 4 会議室 午後 2 時 0 0 分

3 出席した委員は次のとおりである。

< 農業委員 >

1 番	岡 田 英 夫	2 番	染 谷 織 恵
3 番	平 川 徹	4 番	深 山 敬 子
5 番	坂 卷 洋 行	6 番	豊 田 佐 智 子
7 番	伊 藤 透	8 番	大 宮 茂 男
9 番	成 嶋 君 美	1 0 番	染 谷 茂
1 1 番	橋 本 英 介	1 2 番	谷 田 貝 和 代
1 3 番	村 越 等	1 4 番	山 崎 明 久
1 5 番	日 暮 悟		

1 6 名 中 1 5 名 出席

< 農地利用最適化推進委員 >

1 7 番	寺 島 和 彦	1 8 番	関 根 勝 敏
1 9 番	林 敏 夫	2 0 番	清 水 良 晃
2 1 番	鹿 倉 健 次	2 2 番	友 野 博 之
2 3 番	木 村 美 智 子	2 4 番	富 澤 智 彦
2 5 番	坂 卷 儀 治	2 6 番	砂 川 晴 彦
2 7 番	中 村 衛	2 9 番	江 口 武
3 0 番	鈴 木 幸 夫	3 1 番	大 塚 信 幸

1 5 名 中 1 4 名 出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

1 6 番	遠 藤 秀 生	2 8 番	嶋 田 等
-------	---------	-------	-------

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	関野 昌幸
事務局 長 補 佐	兼岡 洋和
主 任	寺田 直晃
主 事	小泉 優菜
主 事 補	若月 航輝

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第 1 号	農業委員会事務局職員の任免について
議案第 2 号	農業委員会等に関する法律第 13 条第 1 項の規定に係る同意について
議案第 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について
議案第 4 号	農地法第 4 条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
議案第 5 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
議案第 6 号	公売買受適格証明書の交付について【農地法第 3 条要件】（許可時の同意を含む）
議案第 7 号	農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明額の送付について
議案第 8 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
議案第 9 号	農用地利用集積等促進計画案への意見について（その 1～その 2）
議案第 10 号	農業委員会による令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について

7 報告事項

(1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

(2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出

の受理通知書の交付について

(3) 利用権の中途解約に係る通知の確認について

(4) 農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用届出の確認書の交付について

(5) 農地法の規定に基づく非農地判断について

(午後2時5分開議)

議長 皆さん、こんにちは。

本日は、大変お忙しいところ、また足元の悪い中をご参集いただきまして、ありがとうございます。

それでは、ただいまより第21回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は農業委員16名中15名、推進委員15名中14名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、着座して進めさせていただきます。

議長 それでは、日程1、議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任の方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 ありがとうございます。「議長一任」ということにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、指名をいたします。

成嶋君美委員、橋本英介委員、よろしく願いいたします。

議長 次に、日程２、一般報告事項につきましては、お手元の配付資料のとおりでございますので、ご了承願います。

それでは、議案の審議に入ります。

今月の担当は、第１調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について、成嶋委員長よろしくお願いいたします。

成嶋委員長 農地第１調査会は、去る４月６日、４月７日、令和８年度第１回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第３条３件、第４条１件、第５条３件、許可を要しない土地の証明願１件、主たる従事者証明１件、公売買受適格証明１件について、現地調査並びに面接調査を行いました。

次に、令和７年１２月に開催された第１７回総会の議案第１号から３号の計１３件について、巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議長 それでは、日程３、議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第１号「農業委員会事務局職員の任免について」を議題といたします。

総括説明及び議案説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明及び議案説明)

議長 ありがとうございます。

本件につきましては、ただいまの説明でご了承願います。

それでは、異動者の方は順に挨拶をお願いいたします。

(異動者挨拶)

議長 どうもお世話になりました。

それでは、議案第1号は承認されておりますので、異動者の方は、退席されて結構です。ご苦労さまでした。

(異動者退席)

議長 次の議案に入ります。

議案第2号「農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定に係る同意について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課 柏市農政課の古関と申します。

今回の議案の趣旨をご説明いたします。

先ほどの総括説明のとおり、令和8年3月13日付けで遠藤秀生委員より柏市長に対して農業委員の職を辞する旨の文書が提出されたことから、農業委員会の同意を得るため、市長から農業委員会会長宛てに諮問したものでございます。

辞任の理由でございますが、文書には一身上の都合と記されており、市よりご本人から事情を伺ったところ、任期開始頃から自身の年齢に関して高齢になっているのを実感し、身を引く

ことを検討し，辞意を表明するに至ったと伺っております。
私からは以上であります。

議長 ご苦勞さまでした。議案の説明がございました。
事務局より補足の説明を求めます。

(議長の指名で事務局が補足説明)

議長 ありがとうございます。
議案第2号について，何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので，承認いたします。
議案第2号を採決いたします。
本案について，原案のとおり同意することに賛成とする農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。
よって，本案は原案のとおり可決されました。

議長 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。
総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。
それでは，審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 1 番についてご報告します。

調査会資料は，3 ページからになります。

本件は，●●在住の譲受人が，経営拡大と栽培安定のため，また譲渡人は，相続により取得し，農業経営を行っていないため，所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は，●●の田●●筆，●●㎡で，●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については，資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し，農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ，適正であると認め，第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対して，申請内容に基づき，責任を持って耕作するように伝え，その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

山崎委員 この譲受人の方，田んぼで今所有しているのは●●畝ぐらいなんですけれども，機械等そういうものはそろっているんですか。

成嶋委員長 持っていません。

山崎委員 どう経営していくんですか。

成嶋委員長 ●●，●●，については委託でお願いするそうで

す。

山崎委員 はい，分かりました。

議長 そのほかございませんか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので，1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 2番についてご報告します。

調査会資料は，6ページからになります。

本件は，●●在住の譲受人が，隣接する自己所有地と一体的に耕作したいため，また譲渡人は，高齢により経営規模縮小のため，所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は，●●の畑●●筆●●㎡で，●●と●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については，資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し，農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ，適正であると認め，第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対して，申請内容に基づき，責任を持って耕作するように伝え，その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

山崎委員 これ作物が●●となっていますが、これちょっと知らないんですけれども、●●というのは施設とかは要らないんですか。

成嶋委員長 要らないです。

山崎委員 露地ですか。

成嶋委員長 はい。露地でやっているそうです。今現状でもやっているそうです。

山崎委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、2番を承認いたします。

次の審議に入ります。

3番及び4番は関連していますので、一括して調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 3番から4番についてご報告します。

調査会資料は、10ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、経営拡大のため、また、譲渡人は、高齢により経営規模縮小のため、所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆、合計●●㎡で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番及び4番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

大宮委員 これ現状は田んぼですか。

成嶋委員長 そうです、地目は田です。

大宮委員 地目であって、●●作るということは畑だと思っんですが。

成嶋委員長 これからちょっと、27ページのほうに移って農地造成の方に入るんです。農地造成の後、この●●を作るということなんです。

大宮委員 はい、分かりました。

議長 よろしいですか。

大宮委員 はい。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、3番及び4番を承認いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手をお願いいたします。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は、14ページからになります。

本件は、●●の駐車場のための転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆●●m²です。

甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり，小集団の生産性の低い農地であることから，第2種農地と判断しました。

申請人は，平成20年頃より，隣接地で●●を行っている●●に対し，貸駐車場として，農地法の許可を得ることなく転用を行い，申請地を提供していました。申請地の周りは既に住宅に囲まれており，農業の実施は事実上困難な状態となっています。これまで，農地転用手続を失念していたが，当該●●から引き続き駐車場として利用したいとの要望もあり，今回の申請に至ったものです。本来転用手続を事前に行うべきであり，始末書が提出されています。

計画内容は，●●台分の駐車場として整備します。表土を除去し，整地した後，厚さ10cmの砕石敷きとします。

被害防除対策として，雨水は自然浸透とします。施工後は徐行運転やアイドリング防止を徹底します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第1調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，申請人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

平川委員 これ●●からすぐ近くにこの駐車場ってあるんですか。

成嶋委員長　そうです。●●が下にあって、どのくらいの段差
ありますか。20 m ぐらいあると思います。

平川委員　上のあれですか。

成嶋委員長　上の駐車場です。

平川委員　分かりました。

議長　そのほかございませんか。

はい，どうぞ。

山崎委員　土地利用計画において表土を除去し，整地した後，
厚さ10 cmの砕石敷とするというふうになっていますが，そ
の他に新たに工事等が発生しないというのはどういう意味でし
ょうか。

成嶋委員長　現状が駐車場になっているんです。

山崎委員　だから現状のまま使用するということですか。

成嶋委員長　そうです。

山崎委員　分かりました。

議長　そのほかございませんか。

大宮委員　図面によると，これ●●台で，●●台分になってい
るけれども，どういうことでしょうか。

成嶋委員長　すぐ脇にもう一つ駐車場があるんです。

大宮委員　それはもう許可済みですか。

成嶋委員長　そうです。許可済みです。

議長　よろしいですか。

大宮委員　はい。

議長　そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長　「なし」という声がありましたので、1番を承認いたします。

議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長　議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

（議長の指名で事務局が総括説明）

議長　ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。

1番及び2番につきましては、一体の事業ですので、一括して調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 1番及び2番についてご報告します。

調査会資料は、18ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う資材置場用地への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、合計●●㎡です。

甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●で●●及び●●を営む法人で、事業拡大に伴い既存のバックホー置場が不足していることから新たな資材置場を探していたところ、申請地が事業所から近く、前面道路の幅も大型車両の出入りに十分であることから申請に至ったものです。

計画内容は、現状の土地を整地、転圧し、厚さ10cmの碎石敷とする。土留めとして使用している鋼板塀は全て撤去を行い、道路との高低差(20から30cm)については道路端から15から17mの部分まで勾配処理を行い、土砂については転圧等により全て敷地内処理とする。整地後はバックホーを●●台置きます。

被害防除対策として、雨水は自然浸透とする。敷地の周囲は既存のブロック・フェンスで囲む。工事中は、交通の妨げにならないよう注意して行います。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番及び2番について何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

大宮委員 この場所なんですけれども，20ページの左側だどこに当たるんですか。右側の地図はわかりますけれども，この場所は左側の地図でいうとどの辺ですか。

成嶋委員長 この対象地の下に丸がついてる部分です。

大宮委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。

よろしいですか。いいですか。

(「はい」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので，1番及び2番を承認いたします。

次の審議に入ります。

3番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 3番についてご報告します。

調査会資料は，22ページからになります。

本件は，貸借権の設定に伴う駐車場への一時許可申請です。

申請地は，●●の畑●●筆の一部●●m²です。

おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内の農地であることから、第1種農地と判断しました。

譲受人は、●●で●●を営む法人で、隣接する●●の敷地内における●●を請け負ったところ、●●の駐車スペースがなかったため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、駐車スペースは鉄板敷とし、車両●●台（普通車・バン・ワンボックス・軽トラック等）を駐車可能とします。一時転用期間は6か月です。

被害防除対策として、土地が前面道路に向かって勾配となっていることから、雨水は勾配に従って道路に流します。工事中は、工事車両が県道で滞留しないよう注意して行います。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声があったので、3番を承認いたします。

次の審議に入ります。

4番から6番までにつきましては、一体の事業ですので、一括して調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 4番から6番についてご報告します。

調査会資料は、27ページからになります。

本件は、使用貸借権の設定に伴う、農地造成の許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆、合計●●㎡です。

農用地区域となりますが、一時的な利用に供するために行う事業による不許可の例外と判断いたしました。

申請地は、水はけが悪く耕作がしづらいことから、第2・3種建設発生土による盛土によって農地造成を行うものです。土壌改良後は、●●を栽培する計画としています。

計画内容は、現状地盤よりかさ上げを行い、平均盛土高は2.15mとします。埋立方式については、単純埋立方式にして1.0m覆土します。●●の一部については令和6年度に農地造成済みであり、既存法面との谷間が生まれないように擦りつけをし、耕作面積を増やすため事業範囲とします。

造成期間は2年間です。

被害防除対策として、雨水は自然浸透とし、オーバーフローした雨水については、井溝(●●)に放流します。工事中の安全対策を徹底し、土砂及び雨水の流出防止のための万全の対策を図ります。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

4番から6番までについて何か質問はございませんか。
はい，どうぞ。

坂巻洋行委員 農地法第3条の3番，4番と，これは同一ですか。

成嶋委員長 そうです。同じ場所です。

坂巻洋行委員 関係性はあるのでしょうか。名字は一緒ですけども。

成嶋委員長 ●●さんが社長，●●さんが耕作するということです。

坂巻洋行委員 夫婦ってことですか。

成嶋委員長 夫婦です。

坂巻洋行委員 これ，●●さんのほうは農作業はやらないのですか。

成嶋委員長 ●●さん一人でやるわけじゃないから，社長も一緒にやるそうです。

議長 はい，どうぞ。

橋本委員 田んぼを埋める，客土するというところで，土地改良区の造成関係はどうなっているのでしょうか。

事務局 土地改良区から意見書が出ています。用水管に関する移設，止水，切り回し等の工事については，改良区職員立会い

の下，行うことという内容です。

橋本委員 止水をするということですか。

事務局 止水をする場合には，事前に改良区の職員の立会いの
が必要との意見書が提出されています

橋本委員 改良区としては，その場所を止水するという認識で
よろしいですか。場所としては結構末端のほうだと思うので，
できれば止水したほうが良いと思うんですけども，その管を
止水するのか，既存のまま残しておいて，客土してしまうのか。

事務局 資料からは確認できません。

橋本委員 この問題は，結局，地域計画でも発言しているんで
すけれども，今後本管の再構築とかしていくときに，どこまで
その本管とか管を延ばすかというので経費が大分変わってくる
ので，これ客土するときには止水するんだったら先にしてしてお
いたほうが良いですし，客土してからそれを取り除くとか止水
するというと経費が倍になってしまいますので，それは結局地
権者の負担になりますので，その辺は農業委員会としてもはっ
きりさせておいて，地域計画にももちろん入っていますし，末端
のところを客土する場合は，土地改良区との連携は必ず必要だ
と思います。

議長 事務局からはありますか。

事務局 1つ案ですけれども，今回総会で意見があったという
ことで，その旨を，事業者に対応してほしいと伝えるというこ
といかがでしょうか。

議長 よろしいですか。

橋本委員 はい。

議長 では，ご協力のほうよろしく申し上げます。

そのほかございませんか。

はい，どうぞ。

鈴木委員 盛土に使われる材料について，先ほど説明の中で，第2種盛土，盛土材とか，ちょっとそれがはっきり聞こえなかったんですけれども，もう一度。

成嶋委員長 盛土の発生場所ですか。

鈴木委員 盛土の材料ですね。どういうものを使うのかというところが，聞き取れなかったんですけれども。

成嶋委員長 ●●，近くにありますがね。そこの余った土です。あとは●●のほうから発生した土砂。

鈴木委員 建設発生土ですか。

成嶋委員長 はい，そうです。

鈴木委員 その建設発生土を1.15m盛った上に，畑の土を1m盛って，2.15m盛るということですか。

成嶋委員長 最後の盛土1mは砂，山砂です。

寺島副委員長 ●●のところから来る山砂を使うそうです。

鈴木委員 分かりました。

議長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございますので、4番から6番までを承認いたします。

議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方は挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第6号「公売買受適格証明書の交付について【農地法第3条要件】(許可時の同意を含む)」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は、33ページからになります。

本件は、東京国税局による農地の公売に参加したいため、公

売買受適格証明の申請をされたものです。

入札期間は●●年●月●日から●●年●月●●日まで、物件の農地は●●の田●●筆，●●㎡です。

申請者は●●在住の方で，●●に畑●●㎡，●●に畑●●㎡，●●に畑●●㎡，●●に田●●㎡の農地を所有し，申請地では農園利用形態での市民農園を開設する計画です。

農業経営の実態につきましては，資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し，農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ，適正であると認め，第1調査会としては承認相当と判断しました。

なお，申請者に対して，落札した際は，本申請で許可を得て，申請内容に基づき責任を持って耕作するように伝え，その意志を確認しております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

山崎委員 この●●さんですけれども，従事日数が最初のところだと●●日という日数になっているんですよね。それで，●●の農業委員会から出されている資料だと●●日になっているんですけれども，その場所によって違うということですか。

●●の●●とかだと奥さんのほうが●●日従事という資料になっていますよね。それで，●●の農業委員会から提出されている分の資料だと●●さんが●●日従事しているということになっているんですけれども。●●のほうで●●日していて，●●だと●●日と。

成嶋委員長 だから，●●では●●日，こっちでは●●日。一

緒ではなく，別々に数えていけばいいんでしょう。

山崎委員 経営体としては1つですよ。普通だと，どこに農地があろうと，従事日数は同じにならないとおかしいんじゃないのかなと思っているんですけれども。

事務局 こちらの証明，各市の農業委員会から提出されているものになりまして，本人の申請に基づいて●●では●●日，そういうことで申出を出しているようなので，あくまでその所有している自治体で持っている農地での従事日数になるのかなと認識しております。

以上です。

山崎委員 分かりました。

議長 それは各自治体で持っている農地の従事日数。

事務局 そうですね。なので，●●ですと●●日やっているけれども，●●はもうちょっと，●●日やっている。その土地土地での日数ということです。

山崎委員 一日で●●行って，●●行ってやっても，1日。

成嶋委員長 はい，それでも1日ずつです。

議長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長 では，そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、1番を承認いたします。

議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方は挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第7号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は、39ページからになります。

本件は、宅地へ地目変更登記をするための、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明の申請です。

申請地は、●●の田●●筆、●●㎡で、現状は宅地です。

申請人は、平成18年8月に相続で取得しましたが、平成13年頃から●●業の●●及び駐車スペースとしてアスファルト舗装し会社敷地の一部として利用していたとのことです。

平成13年撮影の航空写真が添付されており、農地法所定の許可を得ないまま、20年以上宅地として利用されていると判断できます。

この間、現地法第51条の規定による違反転用に対する処分は受けておりませんが、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、第1調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。

議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第8号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は、41ページからになります。

本件は、●●及び●●に在住の各申出人が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出するための農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、合計●●㎡です。

申請理由は、農業経営に欠くことのできない主たる従事者が死亡し、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第1調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので、1番を承認いたします。

議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方は挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第9号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」その1及びその2を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございました。

議案第9号その1につきましては、●●委員が関係しますの
で、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の
規定を準用して、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 それでは、審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

これから説明する計画番号全てが農地中間管理事業の案件で、
借受者は千葉県園芸協会です。

計画番号第1番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者
は、●●に在住する農業者で、●●の田●●筆、●●の田●●
筆、合計面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期
間は5年です。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

議案第9号その1について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 よろしいですか。

「なし」という声がありましたので、承認いたします。

議案第9号その1を採決いたします。

本案を原案のとおりとして、意見なしとする農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議長 次の審議に入ります。

議案第9号その2の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課 それでは、計画番号2番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の畑●●筆、合計面積●●㎡に新規で使用貸借権を設定するもので、設定期間は10年です。

続いて、計画番号第3番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の畑●●筆、面積●●㎡に新規で使用貸借権を設定するもので、設定期間は5年です。

計画番号第4番の園芸協会から権利の設定を受ける者は、●

●●に在住する農業者で、●●の田●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第5番から9番までの千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に所在する農地所有適格法人で、●●の畑●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃借権または使用賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第10番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の田●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は5年です。

計画番号第11番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の畑●●筆、面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は9年と10か月です。

計画番号第12番の園芸協会から権利の設定を受ける者は、柏市●●に在住する農業者で、●●の畑●筆、面積●●●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は5年です。

最後に、計画番号第13番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に所在する一般法人で、●●の畑●●筆、面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

以上の計画要請の内容は、従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしております。

以上になります。

議長 ありがとうございました。

議案の説明がございました。

議案第9号その2について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、承認します。

議案第9号その2を採決いたします。

本案を原案のとおりとして、意見なしとする農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第9号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

(農政課職員退席)

議長 次の議案に入ります。

議案第10号「農業委員会による令和8年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは審議に入ります。

坂巻洋行農地部長に議案の説明を求めます。坂巻洋行部長お願いします。

坂巻洋行農地部長 それでは、「農業委員会による令和8年度最適化活動の目標の設定等について」説明をいたします。

農地集積，遊休農地の解消，新規参入の促進につながる最適化活動の実効性を高めるため，農業委員会等に関する法律に基づき，令和8年度の目標を設定，公表するものになります。

本日，総会に先立って開催された農地部会において内容を検

討した上で、総会に議案として上程するものであります。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続いて、概要説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が概要説明)

議長 ありがとうございます。

議案の説明がありました。何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

鈴木委員 農地の集積なんですけれども、農地の集積の意味が、米印の2のほうに別表1に掲げる者への農地の集積のことを農地集積と呼ぶらしいですけれども、農地バンクに集めることを農地の集積というのか、それともそうじゃないのか。これをもう少し詳しく説明をお願いします。

事務局 基本的に柏市に農地を持っている方へ集める、農地を集積するというものであって、対象者、具体的にはこの別表1の対象者は認定農業者の方、また認定の新規の就農者の方、また基本構想水準到達者の方、そういった方でございます。柏市で農地を持って既に農業をやられている方にその権利移動等で集積したものが数字に反映されていると考えていただけると良いと思います。

鈴木委員 どこから柏市の農地を持っている人というのでしょうか。例えば鎌ヶ谷とか、柏市以外の地域で柏市内に農地を持っている人の土地を柏市内の人が、農家が所有することを集積というんですか。

事務局 鎌ヶ谷市に限らず，柏市内においても，農地の移動があった場合です。

鈴木委員 柏市内に住むAさんからBさんに土地が移動したということが集積ということになると。ただ移動ではなく集積という扱いになるのですか。

事務局 はい。中間管理機構や，ほかのもので権利の移動があったりした場合に数値が変わってきます。

鈴木委員 結局，地域計画の自分の農地の近くに土地を交換して，自分の土地の周辺に自分の農地を拡大するということで，農地の交換なんかを進めていきますよね。そういう対象の中の集積という，農地を集積というふうに。今の話ですと，単に土地の所有者が変わるだけで，それが集積という意味になってしまうんですけども，そうではなくて，何か地域計画と連動するような形でその自分の身の回りに権利を集積したのが自分近くに農地を集積していくということとは連動しないんですか。

事務局 今まで認定農業者の中で誰がやるかはっきり所有者が分からなかったものの農地が認定農業者が耕作する権利を取得すると数値が上がるという仕組みです。

鈴木委員 別表1の中に認定農業者が何人かあって，その人たちに土地が移った場合に集積がされたということですね。

事務局 はい。難しいところは，逆に今まで認定農業者であった方が辞めてしまうと，逆にその数値が減ってしまうという可能性も出てきていまして，今回866haという数字，昨年度に比べてプラスにはなっていなかったんですね。理由の一つとして，認定農業者自体が昨年減っているのですから，そういう影響も

あります。農業がもう続けられない方が認定農業者などのできる方に権利移動するとこの数値がプラスになる、そういったイメージです。

橋本委員 補足すると、この12ページとかにある中間管理機構組んでいると集積率が上がるようになってます。多分北海道とか自作地で中間管理機構を通さないでやっているところは集積率悪いところなんです。集積って、例えば●●で今●●ぐらい借りているんですけども、そうやって権利移動しているところは集積率が上がるんですけども、北海道みたいに自分の土地で自分で自作しているところは集積率悪い、農地耕作改善事業みたいに本当に農地がブロックごと集積していくという集積とは違います。

議長 これ売買だけじゃなくて、貸借も含まれているんですよ。

鈴木委員 貸借もですか。

議長 あと何か分からないところあれば。

鈴木委員 そうすると、農地法の3条の申請があった案件ということですね。

議長 それだけじゃなくて、中間管理機構を通してでもです。

橋本委員 12ページみたいに中間管理のほうで、貸し借りをしているというのでも集積率が上がっていく方法です。

議長 あと、そのほかございますか。

(「なし」の声あり)

議長 よろしいですか。

「なし」という声がありましたので、承認いたします。

議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が報告事項説明)

議長 ありがとうございます。

いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

今後の予定を申し上げます。

4月27日、28日が調査会で、27日は午前9時から、28日は午後1時からです。場所は、分室3、第4会議室です。

担当は、農地第2調査会です。

5月8日午後2時からが総会で、場所は同じく分室3、第4会議室です。

以上をもちまして、第21回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

(午後3時34分閉会)